平成14年11月29日宣告 裁判所書記官

平成14年特(わ)第4797号

判決

テュニジア共和国 国籍

茨城県つくば市 a b 丁目 c 番地 d a b 丁目住宅 e 号棟 f 号室 住居 大学職員

被告人

h年i月j日生

上記の者に対する麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反被告事件につい て、当裁判所は、検察官川島喜弘及び唐木智規並びに弁護人k各出席の上審理し、 次のとおり判決する。

主文

被告人を懲役2年に処する。

未決勾留日数中10日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

押収してあるマジックマッシュルーム1袋、大麻1袋及びMDMA1包を没収す る。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は, みだりに,

第1 平成14年6月23日、東京都港区1m丁目n番o号付近路上において、麻 薬である3-[(2-ジメチルアミノ) エチル] -インドールー4ーイルリン酸エステル (別名サイロシビン) 及び<math>3-[2-(ジメチルアミノ) エチル] -インドールー4ーオール (別名サイロシン) を含有するきのこ類<math>0.583グラムを所持

同年9月25日, 茨城県つくば市ab丁目c番地d ab丁目住宅e号棟f 号室の被告人方において、大麻を含有する樹脂状固形物 0. 414 グラム及び麻薬 である $N \cdot \alpha - \mathcal{I}$ メチルー $3 \cdot 4 - ($ メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名 MDMA) 塩酸塩を含有する錠剤 0.532グラムを所持した。

(法令の適用)

罰 判示第1の所為

麻薬及び向精神薬取締法66条1項

判示第2の所為のうち

大麻所持の点

大麻取締法24条の2第1項

麻薬所持の点 麻薬及び向精神薬取締法66条1項

刑法54条1項前段,10条(重い麻薬及び 科刑上一罪の処理(判示第2) 向精神薬取締法違反の罪の刑で処断)

併合罪の処理 の重い判示第2の罪の刑に加重) 刑法45条前段,47条本文,10条(犯情

未決勾留日数の算入

刑法21条 刑法25条1項

刑の執行猶予

没 IJΖ

麻薬及び向精神薬取締法69条の3第1項本文(判示第1の罪に係る麻薬) 大麻取締法24条の5第1項本文(判示第2の罪に係る大麻)

麻薬及び向精神薬取締法69条の3第1項本文(判示第2の罪に係る麻薬)

訴訟費用の不負担

刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

本件は、p大学の研究員である被告人が、マジックマッシュルーム、大麻及びMD MAを自己使用目的で所持したという事案である。

被告人が、ストレスを発散するために使おうとして、違法であることを知りながら、安易に、本件各犯行に及んでいることなどからすると、本件は悪質な犯行であるといえる上、被告人が薬物に対する親和性を有することもうかがわれる。したが って、被告人の刑事責任は軽くない。

他方、被告人が、本件各事実をいずれも素直に認めて、反省の態度を示しているこ と、マジックマッシュルームについては、購入時点ではその所持が違法とはされて いなかったこと、被告人が再犯に及ばないと誓っていること、被告人の勤務する大学の上司や駐日テュニジア大使館員が被告人のために出廷したことなど、被告人の ために酌むべき事情もある。

以上の諸事情を総合考慮し、主文のとおりの刑を量定した上、その刑の執行を猶予することとした。 (求刑 懲役2年及び没収) 平成14年11月29日 東京地方裁判所刑事第3部

裁判官 馬渡直史